

2023年2月

Contents

- I. 【メキシコ】メキシコの Fintech法 (3)
- II. 【タイ】タイ民商法改正
- III. 【韓国】単純投資目的での企業結合届出も簡易審査・簡易届出の対象に

I. 【メキシコ】メキシコの Fintech法 (3)

1. はじめに

第1回(こちら)の5頁から7頁)で説明したとおり、Fintech法は、*Instituciones de Tecnología Financiera* (ITF¹)が提供する金融サービスを規制対象としており、ITFを「Fintech法により規制される金融技術機関(クラウドファンディング機関および電子決済資金機関)」と定義している²。つまりFintech法上のITFは、クラウドファンディング機関または電子決済資金機関のいずれかである。本稿では、Fintech法の主な規制内容の一つである電子決済関連の規制について解説する。

2. 電子決済資金機関

電子決済資金機関は電子的な通信手段を通じて電子決済資金の発行、管理、償還、送信等のサービスを公衆に対して行う³。主要なサービスとして、顧客のために電子決済資金口座を開設し維持するとともに、顧客相互の電子決済資金口座間での電子決済資金の移動を行う⁴。開設された電子決済資金口座には、顧客から受領した金銭等に相当する電子決済資金の額が計上される⁵。つまり、顧客は金銭等の支払等により開設された電子決済資金口座に電子決済資金を計上し、かかる計上された電子決済資金を他の顧客の電子決済資金口座に移動することができ、また逆に他の顧客の電子決済資金口座に計上されている電子決済資金を自らの電子決済資金口座で受領することもできる。

1 直訳すると「金融技術機関」であり、ITFと略称される。

2 法4条16号

3 法22条

4 法22条

5 法22条

3. 電子決済資金機関としての業務を営むために

業務を営むための主な要件は前稿([こちら](#)の 1 頁から 2 頁)で解説したクラウドファンディング業務を営むために必要な要件と同様である。電子決済資金機関として上記の業務を営むためには ITF として規制当局から認可されている必要がある⁶。ITF として認可されるためにはメキシコ法に基づいて設立されたあるいは設立されようとする法人でなければならない⁷ため、自然人は電子決済資金機関として上記のサービスを提供することができない。また、メキシコ国内に所在地を有している必要もある⁸ほか、規制当局が定める最低資本要件も満たしていなければならない⁹。認可を得た場合には事業開始の 30 営業日前までに適切な技術インフラ、内部統制システムおよび内部規程その他の書類を整備している必要があり、規制当局の立入調査による確認の対象となる¹⁰。

4. 電子決済資金機関の活動と義務

電子決済資金機関の活動は法律上限定されており、Fintech 法上に列挙された活動のみを行うことができるとされている¹¹。そのため、電子決済資金機関として新規事業を始めることを検討する際には、かかる事業が Fintech 法上に列挙された活動のいずれかの範疇に収まるものであるかを確認する必要がある。特に、一定の場合には融資等を行うことができるとされている一方で、かかる融資等に関して利息や手数料を請求することができないとされていることに注意が必要である¹²。

また、電子決済資金機関は規制当局が発行する規則を遵守する必要がある¹³。具体的には使用する情報技術や情報セキュリティに関するルールを遵守する必要がある。また、業務委託に際して規制当局の認可が必要となる場合がある。

【メキシコ】
弁護士 西山 洋祐

6 法 12 条、22 条および 35 条

7 法 36 条

8 法 36 条 3 号

9 法 36 条 4 号

10 法 40 条

11 法 25 条

12 法 27 条

13 法 54 条

II. 【タイ】タイ民商法改正

1. はじめに

タイ民商法は日本における民法、商法および会社法を合わせた内容を有する法典であり、タイで事業を営む上で最も頻繁に参照する法典の一つに位置づけられるが、このタイ民商法について、2023年2月7日(以下「効力発生日」という。)、タイ民商法を改正する法律(23号)(the Act on the Amendment of the Civil and Commercial Code (No. 23) B.E. 2565、以下「改正民商法」という。)が施行され、日本の会社法に相当する部分において規定されている会社運営に関する規定の一部が改正された。

改正民商法の制定は、タイの会社にとって必要以上の手続的負担を軽減し、より柔軟な会社運営を実現することを目的として行われたものである。

2. 改正民商法の概要

改正民商法による主な変更点は以下のとおりである。

- (1) 最低発起人数および最低株主数が3名から2名に緩和された(改正民商法 1097 条)。
改正民商法の施行前は、会社設立時およびその後の存続時に最低 3 名の株主が必要であり、日本企業がタイにおいて会社を設立する際に主要株主となる日本の親会社以外に 2 名の株主(設立時には個人の発起人 3 名)を用意することが困難であった場合もあったが、今回の法改正を機にその負担が多少軽減されることになる。株主数を 3 名から 2 名に減少させた場合には、(6)に記載したとおりの株主総会の最低出席者数(2 名)を満たすため、常に株主全員(2 名)の出席が必要となる点に注意が必要である。
- (2) 基本定款を会社の設立登記前に登録した場合における当該基本定款の有効期間が基本定款の登記から会社の登記まで 10 年から 3 年に短縮された(改正民商法 1099 条)。
ただし、経過措置として、改正民商法は、基本定款が効力発生日よりも前に登録されたものの、効力発生日時点で会社の登記が完了していない場合、当該会社は効力発生日から 180 日以内に登記を行わなければならないと定めている。
- (3) 従前、株券には少なくとも 1 名の取締役の署名がなされていなければならないところ、左記の署名に加えて社印(あれば)の押印が必要となった(改正民商法 1128 条)。
- (4) オンラインによる取締役会の開催がタイ民商法上も可能であること等が明記された(改正民商法 1162 条の 1)。
- (5) 株主総会の招集通知を新聞公告する義務が原則廃止された(改正民商法 1175 条)。
ただし、無記名株式を発行している会社については依然として株主総会の招集通知を新聞公告する義務が残る。
なお、付属定款上、株主総会の招集通知を新聞公告すると定めている場合、当該付属定款の規定が優先され、定款変更を行わない限り、改正民商法の施行後も引き続き、株主総会の招集通知を新聞公告する必要がある。
- (6) 株主総会には少なくとも 2 名の株主および／または代理人の出席が必要であることがタイ民商法上明記された(改正民商法 1178 条)。
- (7) 従前は配当を行うことができる場合についてのみ定められていたところ、配当金の支払は株主総会または取締役会により配当が決議された日から 1 か月以内に完了しなければならないと配当決定以降の支払時期について規定した(改正民商法 1201 条)。

(8) 合併の方法として、従前は新設合併しか認められていなかったところ、吸収合併が新たに認められることとなった(改正民商法 1238 条)。

なお、経過措置として、改正民商法は、効力発生日前に株主総会の承認決議を得ている場合には、改正前のタイ民商法の規定に従って合併を実施することができる旨を定めている。

3. 結語

今回の改正民商法は、タイで活動する日系企業の多くが選択する会社形態である株式会社(Private Limited Companies)に適用される重要な法改正である。

改正民商法による手続上の負担軽減の恩恵を十分に享受するためには、会社の付属定款に今回の法改正の内容と矛盾抵触し、または改正民商法よりも厳格な要件を定める内容が含まれていないか、確認する必要があり、必要に応じて改訂することも考えられる。

【タイ】

弁護士 安西 明毅

弁護士 木曾 誠大

III. 【韓国】単純投資目的での企業結合届出も簡易届出・簡易審査の対象に

1. はじめに

今般、韓国公正取引委員会は、①企業結合審査制度の効率化を通じて、増加する企業結合審査の需要に効果的に対応すると同時に、②競争制限の懸念のない企業結合を迅速に審査・承認することで、企業活動および投資を支援する目的で、「企業結合審査基準」(以下「審査基準」という。)および「企業結合の届出要領」(以下「届出要領」という。)を改正した。これによれば、簡易届出および簡易審査の適用範囲が、単純投資目的での企業結合等の場合にまで拡大されており、競争制限の懸念のない企業結合について、より効率的かつ迅速な審査が可能となった。改正後の審査基準および届出要領は、2022年12月30日以降に届出事由が発生した企業結合に適用される。本号においては、審査基準および届出要領の改正の概要を紹介する。

2. 韓国企業結合届出手続の概要

(1) 企業結合届出の要件

韓国においては、原則として、直前の事業年度における資産総額または売上高が3,000億ウォン以上の会社が、直前の事業年度における資産総額または売上高が300億ウォン以上の会社と企業結合¹⁴をする場合、大統領令の定めにしたがい韓国公正取引委員会に届出しなければいけない(独占規制および公正取引に関する法律(以下「公正取引法」という。)11条1項、同施行令18条1項乃至3項)。

なお、企業結合届出対象会社および相手方会社がともに外国会社である場合、または企業結合届出対象会社が韓国国内会社であり相手方会社が外国会社の場合には、それぞれ外国会社の資産総額または売上高に係る上記の要件に加え、当該外国会社それぞれの韓国国内売上高が300億ウォン以上という要件が加重される点に留意されたい(同法施行令18条3項)。

(2) 簡易届出および簡易審査

企業結合が上記の要件に該当する場合、企業結合届出が必要となる。企業結合届出の審査には一般審査と簡易審査があるところ、簡易審査の対象となる企業結合届出は、一般届出によるほか、一定の場合には簡易届出により行うことができる。

簡易審査の対象となる企業結合は、競争制限性がないと推定される企業結合をいう(審査基準Ⅱ.1.)。一般審査は、市場確定・市場集中度・経済分析等を通じて競争制限性を実質的に判断するのに対し、簡易審査では、審査対象の企業結合は競争制限性がないと推定されるため、届出内容が事実であるか否かに限って審査することを原則とし、適法な届出書類の受付後15日以内に審査結果を届出人に通知することとされている。

簡易届出は、簡易審査の対象のうち、特に法令で列挙された類型の企業結合について、届出書の記載項目および添付書類が簡素化され、オンライン届出を利用して簡便に行うことができる制度をいう(オンライン届

¹⁴ 企業結合届出の対象となる企業結合の類型としては、①他の会社の発行株式総数(議決権のあるもの)の100分の20(株券上場会社の場合には100分の15)以上を取得する場合、②他の会社の発行株式を①の比率以上で所有している者が当該会社の株式を追加で取得して最大出資者になる場合、③役員兼任の場合(系列会社の役員を兼任する場合を除く。)、④合併、⑤他の会社の営業の全部または重要部分の譲受・賃借または経営の受任、他の会社の営業用固定資産の全部または重要部分の譲受(営業譲受)、⑥新会社設立の際に出資比率が最大となる出資を行うことが存在する(公正取引法11条1項)。

出が原則である。届出要領Ⅱ.3.)。なお、その審査については一般届出における簡易審査の場合と同様の審査が行われる。

今般の審査基準および届出要領の改正は、上記の簡易審査・簡易届出の適用範囲を拡大するものである。

3. 改正の具体的内容

(1) 簡易審査の適用対象の拡大

① 単純投資目的での不動産の譲渡・譲受

改正前は、不動産の譲渡・譲受に対する簡易審査の適用は、韓国「不動産投資法」上の不動産投資会社(不動産投資法 2 条 1 号)という特定の種類の会社が一定の業務範囲内(同法 4 条)で不動産等を投資・運用するために企業結合を行う場合に限定されていたが、改正後は、不動産投資会社という特定の種類の会社に限定されず、一般に、会社が、土地、倉庫、オフィス建物等の不動産を投資目的で譲り受ける場合も簡易審査の対象となった(審査基準Ⅱ.(4))。

② 経営目的でない単純投資目的での企業結合

審査基準の改正で、次の各規定が新設され、以下の種類の企業結合まで簡易審査の適用範囲が拡大された。特に、iii のとおり単純投資目的であることが客観的に明らかな場合に簡易審査を適用する根拠となる一般規定が新設されたことは注目に値する(審査基準Ⅲ. 4. (7))。なお、i および ii は簡易届出の対象にもなる(下記(2)参照)。

- i. 既存(設立済み)の機関専用私募集合投資機構(Private Equity Fund)に追加出資して新たな有限責任社員となる場合(審査基準Ⅲ. 4. (5))
- ii. 公正取引法11条3項各号により届出義務が免除されるベンチャー企業・新技術事業者等に関する企業結合に伴う役員兼任(審査基準Ⅲ. 4. (6))
- iii. 列挙された類型以外に、法令で経営参加が禁止される等、単純投資目的であることが客観的に明らかな場合(審査基準Ⅲ. 4. (7))

(2) 簡易届出の適用対象の拡大

改正後の届出要領では、以下の4つの種類の企業結合が簡易届出の対象として追加された。改正前は簡易審査の対象であったプロジェクト金融投資会社(PFV:Project Financing Vehicle)¹⁵の設立が、簡易届出の対象に含まれることになった。

なお、今回の審査基準の改正で簡易審査の対象に追加された類型のうち、機関専用私募集合投資機構設立後の追加出資(上記(1)②i)およびベンチャー投資組合のベンチャー企業投資等に伴う役員兼任(上記(1)②ii)は簡易届出の対象にもなる。

- i. 租税特例制限法 104 条の 31 第 1 項の要件を備えて設立されるプロジェクト金融投資会社の設立に参加する場合(届出要領Ⅱ. 2. マ)
- ii. 既存(設立済み)の機関専用私募集合投資機構(Private Equity Fund)に追加出資して新たな有

¹⁵ 韓国「租税特例制限法」104 条の 31 第 1 項の要件を備えて設立される特殊目的会社であって、大型不動産事業を効率的に推進するためペーパーカンパニーとして設立され、金融機関、プロジェクト参加企業等から資金・現物を受けてプロジェクトを遂行し、収益を株主に配分する。

限責任社員となる場合(届出要領Ⅱ. 2. ヤ)

- iii. 公正取引法 11 条 3 項各号により企業結合届出の義務が免除される株式取得または合弁会社の設立と同一か連続される契約または約定に伴う役員兼任の場合(届出要領Ⅱ. 2. ウ)
- iv. 任意的事前審査を要請して承認を受けた結合を正式に届け出る場合(ただし、事実関係や市場状況等に重大な変更が発生した場合を除く。)(届出要領Ⅱ. 2. フ)

(3) 韓国国内に影響を及ぼさない海外企業結合に対する簡易審査基準の整備

改正前の審査基準でも、取得の対象となる会社が外国会社であり、韓国国内市場に影響を及ぼさない企業結合は、簡易審査の対象であったが、今回の改正ではさらに、「韓国国内市場に及ぼす影響」の有無についての予測可能性を確保するため、その判断のための考慮要素(当事会社の国籍・営業地域・被取得会社の現在または今後計画された営業地域、被取得会社の国内売上高等)を規定し、また、下記のような参考事例を追加した(審査基準Ⅲ. 6.)。

<例示> 海外資源開発のための合弁会社設立、海外発電設備等営業用固定資産の譲受等

4. 今後の留意点

審査基準および届出要領の改正および施行に伴い、企業結合届出・審査が効率化されることが期待される。今後、韓国において一定の規模の企業結合を企図する企業としては、韓国の公正取引委員会に対して企業結合届出を行うにあたり、当該企業結合が簡易審査・簡易届出の対象となるか否かを踏まえ、スケジュール等を組むことになる。

【韓国】

弁護士 龍野 滋幹

弁護士 曹 貴鎬

弁護士 李 直玆

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 花水 康 (ko.hanamizu@amt-law.com)
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com